

(専修学校、各種学校)

文 書 番 号
年 月 日

三 重 県 知 事 宛て

住 所

学校法人 ○ ○ 学 園

理事長

学 校 設 置 認 可 申 請 書

このたび、○○専修学校を設置したいので、学校教育法第 130 条及び同法施行規則第 187 条において準用する同法施行規則第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

1. 設置趣意書付環境説明書
2. 設置要項
3. 施設の概要
4. 校具及び教具等の明細表
5. 学級編成表
6. 教職員編成表
7. 教職員名簿
8. 校地校舎等の所有権を証する書類
9. 設置者（法人にあっては、その代表者）の履歴書及び誓約書
10. 教職員の履歴書及び教職員免許状等
11. 教職員の宣誓書
12. 教職員の就任承諾書
13. 校地校舎の図面（位置図、配置図、平面図）※夜間授業の場合照明図も添付
14. 資産等の状況（銀行預金残高証明書等）※個人の場合
15. 収支予算書及び創立設費
16. 財産目録（法人の場合のみ添付）
17. 学則（専修学校、各種学校）
18. 法人の登記事項証明書（法人の場合のみ添付）
19. 理事会等の議事録写（法人の場合のみ添付）
20. 取得できる免許又は資格の状況
21. 建築基準法上、学校用途として指定されていることが確認できる書類（建築確認済証の写し又は検査済証の写し）
22. その他必要と認められる書類

(注)

1. 学校法人の設立と、学校の設置を同時にするときは、申請者は「学校法人〇〇学園設立代表者〇〇〇〇」とすること。
2. 各種学校の場合は、本文中の根拠条項を「学校教育法第134条第2項において準用する同法第4条第1項及び同法施行規則第190条において準用する同法施行規則第3条」と記載すること。

添付書類作成例（それぞれA 4 版）

1. 設置趣意書付環境説明

※教育基本法の精神に則り、学校教育法に従い、〇〇の理由により、〇〇を行うことを目的として設置する旨を明らかにし、必要に応じ、沿革、地域の概要等を記入し、その内容は具体的であること。

2. 設置要項

(1) 目 的 ※学則の目的と一致すること。

(2) 名 称

(3) 位 置

(4) 経費及び維持方法

※授業料、入学金、受験料、寄附金、設置者負担金、その他の費用をもって維持経営する等具体的な事項を記入すること。

(5) 開設の時期 年 月 日(予定)

(6) 学 則 別添のとおり

3. 施設の概要

(1) 校地

所 在 ・ 地 番	地 目	面 積	所 有 者 住 所 氏 名
三重県〇〇市〇〇町〇〇番	宅 地	m ²	三重県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇
同市同町〇〇番	雑種地	m ²	
同市同町〇〇番	田	m ²	
合 計		m ²	

使用区分	建物敷地	運 動 場	庭	プール敷地	そ の 他	合 計
面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

※登記事項証明書の記載と一致させること。

※農地は農地転用許可書の写を添えること。

(2) 校舎

建 物 名 称	構 造	面 積	所有者住所氏名
校 舎	鉄骨造平屋建	m ²	県〇〇市〇〇町 〇〇番地 〇〇〇〇
物 置	同 上	m ²	同
車 庫	同 上	m ²	同

校舎面積内訳	名 称	面 積	名 称	面 積
	普 通 教 室	m ²	便 所	m ²
	特 別 教 室	m ²	廊 下 ・ 階 段	m ²
	職 員 室	m ²	給 食 室	m ²
	保 健 室	m ²	そ の 他	m ²
	事 務 室	m ²	合 計	m ²

※記載事項は、登記事項証明書又は建築契約書と一致させること。

(3) その他施設

上記(2)の例により寄宿舎等の施設について記入すること。

(4) 飲料水

※上水道以外は飲料水に適する公の証明書添付（水質検査書）

4. 校具及び教具等の明細表

全 体 計 画					申 請 時 (年度)	開 設 時 (年度)	2 年 目 (年度)	計
区 分	品 名	数 量	単 価	金 額				
校具 及び 教具	小 計							
図 書	小 計							
そ の 他 備 品	小 計							
計								

※備考欄には自己所有、購入予定等の別を記入すること。

※購入予定の場合は、売買契約書写を添付すること。

※施設設備基準に留意すること。共用するものについては、備考欄を設け別途計上すること。

※未購入のときは、売買契約書写を添えること。

5. 学級編制表

学科等 学年	〇〇課程		〇〇課程		〇〇課程	
	△△学科（昼・夜）		△△学科（昼・夜）		△△学科（昼・夜）	
	学級数	定員	学級数	定員	学級数	定員
1 学年						
2 学年						
3 学年						
計						

6. 教職員編成表

年次 職名	開設時（ 年度）		2年次（ 年度）		3年次（ 年度）	
	専 任	兼 任	専 任	兼 任	専 任	兼 任
校 長						
教 頭						
教 諭						
助 教 諭						
養 護（ 助 ） 教 諭						
常 勤 講 師						
計						
事 務 職 員						
図 書 館 事 務 員						
実 習 助 手						
校 務 員						
そ の 他						
計						
学 校 医						
学 校 歯 科 医						
学 校 薬 剤 師						

※2校以上の授業を担当している場合の「専任、兼任の別」は授業時間の多い学校の「専任」とし、少ない学校を「兼任」とする。

7. 教職員名簿

職名	ふりがな 氏 名 生年月日	性別	最終学校名 (修業年限) 卒業年月日	基準の資格 区分※ 取得年月日 免許番号	専任 兼任 の別	担当 教科	毎週担当授業 時 数			教員の 経験年数	住所
							専任	兼任	計		
	・ ・		・ ・ 卒業	・ ・ 取得						・ ・	
	・ ・		・ ・ 卒業	・ ・ 取得						・ ・	
	・ ・		・ ・ 卒業	・ ・ 取得						・ ・	
	・ ・		・ ・ 卒業	・ ・ 取得						・ ・	
合計	人										

※専門学校のみ、各種学校は免状等

1 1. 宣誓書

宣 誓 書

私は、学校教育法第9条第1項各号の規定に該当しない者であることを宣誓します。

年 月 日

住所
氏名

12. 就任承諾書

就任承諾書

私は、〇〇〇〇学校が設置認可となった場合は、その教職員として就任することを承諾します。

年 月 日

申請者名 殿

住所

氏名

※就任者が公務員であるときは、任命権者の兼任承諾書が必要である。

1 4. 資産等の状況

(1) 生徒納付金

ア 入学時納付金

課程	学科名	入学金	寄付金	その他	計
		円	円	円	円

イ 経常的な納付金（月額）

課程	学科名	授業料	教材費	費	費	計
		円	円	円	円	円

(2) 財産

区分	金額	備考
基本財産	円	
運用財産		
合計		

※基本財産には、所有する土地、建物、校具、教具、図書、標本、備品等を評価した総額を記載すること。

※運用財産には、現金、預金、積立金、有価証券等の総額を記載すること。

※備考欄には、評価の方法、評価者及び評価年月日等を記載すること。

※評価調書、銀行等の預金証明書又は保管証明書等を添付すること。

(3) 負債

区分	金額	返済・支払		借入先等	備考
		期間	期限		
学校債	円				
長期借入金					
短期借入金					
未払金					
合計					

※学校債、長期借入金等には備考欄に返済方法又は償還計画等と明記すること。

15. ○○年度収支予算書※

収 入 の 部

(単位 円)

科目		金額	備考
生徒納付金			
	授業料		○○人×○○円
	入学金		○○人×○○円
	実験実習料		○○人×○○円
	施設設備費		○○人×○○円
	給食費		○○人×○○円
	バス運行費		○○人×○○円
手数料			
	入学検定料		○○人×○○円
	試験料		○○人×○○円
	証明手数料		
寄付金			
	一般寄付金		
	特別寄付金		
補助金			
	国庫補助金		
	県費補助金		
資金運用収入			
	利息、配当金		
	施設、設備利用料		
雑収入			
	廃品売却等		
	雑収入		
計			

※学校法人立は、1条校のものを採用すること。

支 出 の 部

(単位 円)

科目		金額	備考
人件費			校長〇〇円×１２月 教員〇〇円×１２月×〇人 事務職員〇〇円×１２月 期末、扶養、通勤手当等
	教員人件費		
	職員人件費		
	役員報酬		
	退職金		
	〇〇〇		
教育研究経費			
	消耗品費		
	光熱水費		
	旅費交通費		
	奨学費		
	〇〇〇		
管理経費			
	消耗品費		
	光熱水費		
	旅費交通費		
	〇〇〇		
借入金等利息			
	借入金利息		
	学校債利息		
借入金等返済			
	借入金返済		
施設関係			
	土地		
	建物		
	構築物		
	建設仮勘定		
	〇〇〇		
設備関係			
	教育研究用機器備品		
	その他の機器備品		
	図書		
	車両		
	〇〇〇		
予備費			
計			

学校設置に要する経費及び初年度の経常的経費並びに支払計画を記載した書類

(単位 千円)

区分 \ 年度		○ ○	○ ○	申 請 年 度	開 設 年 度	○ ○	合 計	備 考
学校設置に要する経費(創設費)	校 地 (うち、 造成費)	m ² 千円 m ² 千円	()	()	()	()	()	
	校 舎	m ² 千円						
	図 書	冊 千円						
	教 校 具 校 設 備							
	小 計	千円						
新設校の初年度の 経常経費								
合 計		千円						
支 払 計 画	自己資金	千円						
	借 入 金	千円						
	未 払 金	千円						
	合 計	千円						

※今回申請の学校設置のための全体計画について、創設費及び初年度の経常経費並びに支払計画を年度ごとに区分して記載すること。

※新設校の初年度の経常経費の額は、事業活動収支予算書の開設年度の新設校分事業活動支出計の合計額を記載すること。

※既設校から転用する校地、校舎、設備等がある場合には、その数量及び価額は備考欄に記載すること。(例 校地○○m²○○千円、校舎○○m²○○千円、設備○○点○○千円)

※なお、次の様式により「創設費の算出基礎表」を作成すること。

創設費の算出基礎表

年度 区分	○ ○							開設 年度	合計
校 地	契約 年月日	契約相手方 氏名 (職業)	契約物件 所在地	面積	契約金額 (単価)	支払 (予定) 年 月 日	支払 (予定) 金 額		m ² 千円
	(買収費) ○○○○ (造成費)	○○○○ (○○)	○○市 ○○町 ○○番地	○m ²	○○千円 (○千円 /m ²)	○○○○○ ○○○○○	○○千円 ○○千円		
	計			m ²	千円		千円		
校 舎	種別	構造	面積	金額 (単価)	支払 (予定) 年 月 日	支払 (予定) 金 額	摘要		m ² 千円
	○○課程 校舎 ○月○日 着工 ○○月○日 完成予定 設計料	鉄筋コンク リート造 ○階建 内訳 建築工事 給排水 工事 電気設備 工事 特殊工事	○m ²	○○千円 (○千円/m ²) ○○千円 ○○千円 ○○千円 ○○千円	○○○○○ ○○○○○ (○千円/m ²) (○千円/m ²) (○千円/m ²)	○○千円 ○○千円			
	計		m ²	千円		千円			
図 書	種別	冊数	金額	単価	支払 (予定) 年 月 日	支払 (予定) 金 額	摘要		冊 千円
	○○教育 関係図書 ○○雑誌	○○冊 ○○種	○○千円 ○○千円	○○千円 ○○千円	○○○○○ ○○○○○	○○千円 ○○千円			
			千円			千円			
教具 校具 設備	種別	数量	金額	単価	支払 (予定) 年 月 日	支払 (予定) 金 額	摘要		点 千円
	○○ ○○	○○点 ○○点	○○千円 ○○千円	○○千円 ○○千円	○○○○○ ○○○○○	○○千円 ○○千円			
	計	点	千円			千円			
合計	千円								千円

※前ページの学校設置に要する経費（創設費）の算出基礎について記載すること。

※校舎、図書、設備等について契約が完了している場合は、摘要欄に契約年月日、契約相手方氏名等を記載すること。

※契約が完了している場合は、契約書、領収書等の写しを添付すること。

17 ○○（専修）学校学則（作成例）

第1章 総則

（目的）

第1条 本校は、学校教育法及び○○法に基づき、○○に関する専門的な知識及び技術を修得させ、職業若しくは實際生活に必要な能力の育成と教養の向上を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 本校は、○○（専修）学校という。

（位置）

第3条 本校は、三重県○○市○○町○○番地に置く。

第2章 課程及び学科、修業年限、休業日等

（課程及び学科、収容定員、修業年限等）

第4条 本校の課程及び学科、収容定員、修業年限は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜 の別	修業 年限	入学定員	収容定員	始業及び終業時刻
○○○ 専門課程	○○○ (学)科	昼間	○年	○○名（○学級）	○○○名	～

（学年）

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（学期）

第6条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から 8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から 3月31日まで

（前期 4月1日から 9月30日まで）
（後期 10月1日から 3月31日まで）

（休業日）

第7条 休業日は、次のとおりとする。

（1）日曜日

（2）土曜日（毎月の第○土曜日）

- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- (4) 夏季休業〇月〇日から〇月〇日まで
- (5) 冬季休業〇月〇日から〇月〇日まで、
- (6) 学年末休業〇月〇日から〇月〇日まで
- (7) 学年始休業〇月〇日から〇月〇日まで
- (8) 開校記念日〇月〇日
- (9) その他校長が必要と認めた日

第3章 入学、退学、転学及び休学等

（入学資格）

第8条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

1 高等課程

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (6) 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 専門課程

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 学校教育法第56条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
- (7) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
- (8) 学校教育法第56条第2項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学させる専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの
- (9) 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達したもの

3 一般課程

上記 1 高等課程上記 2 専門課程以外の者

第 4 章 入学、退学、転学及び休学

(入学許可)

第 9 条 入学を希望する者には、選考を行い校長がこれを許可する。

(出願手続)

第 10 条 入学を希望する者は、入学願書等の書類に検定料をそえ、願い出なければならない。

(入学手続)

第 11 条 入学の許可を受けた者は、すみやかに必要書類に入学料をそえて、提出しなければならない。

2 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(退学)

第 12 条 生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

(休学)

第 13 条 生徒が病気その他やむを得ない理由により〇月以上出席することができない時は、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て許可を受けなければならない。

(復学)

第 14 条 前条の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て許可を受けなければならない。

(出席停止)

第 15 条 生徒が伝染病にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

第 5 章 教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業等

(教育課程及び授業時数)

第 16 条 本校の教育課程及び授業時数は、別表第 1 のとおりとする。

2 別表第 1 に定める授業時数の 1 単位時間は、〇〇分とする。

3 選択科目については、他の専修学校等において履修することができる。

なお、対象となる授業科目等については、別表第 2 に定めるものとする。

4 授業時数を単位数に換算する場合の計算方法は〇〇時間をもって 1 単位とする。

(課程修了の認定)

第 17 条 課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、かつ学年末において試験の成績及び卒業資格認定のための課題作業等により認定する。

(卒業)

第 18 条 前条の規定により生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

2 前項において、〇〇専門課程〇〇学科を修了した者には、専門士（〇〇専門課程）の称号を授与する。

第6章 教職員組織

（教職員組織）

第19条 本校に次の教職員を置く。

- （1）校長 1名
- （2）教員 〇名以上
- （3）助手 〇名以上
- （4）事務職員 〇名以上

2 校長は、校務を掌り所属職員を監督する。

第7章 授業料、入学金及び検定料

（授業料・入学金及び検定料等）

第20条 本校の授業料・入学金及び検定料等は、次のとおりとする。

	区 分	〇〇〇課程		〇〇〇課程	
		〇〇科	〇〇科	〇〇科	〇〇科
昼 間	授業料（年・月額）	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円
	入学金	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円
	〇〇費	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円
	検定料	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円
夜 間	授業料（年・月額）	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円
	入学金	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円
	〇〇費	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円
	検定料	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円

※生徒納付金として徴収しているものは、すべて記載すること。

※生徒の在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

※生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、授業料を免除することがある。

第8章 賞罰

(褒賞)

第21条 生徒がその成績、性行ともにすぐれ他の模範となるときは褒賞することがある。

(懲戒)

第22条 次の各号の一に該当する者は、これを退学させることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者。
- (4) 学校の秩序をみだし、その他生徒としての本分に反した者。

第9章 科目履修生制度、寄宿舍

(科目履修生等)

第23条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考のうえ、科目履修生として当該科目の履修を許可することができる。

2 その他科目履修生に関する事項は別に定める。

(寄宿舍)

第24条 本校に寄宿舍を置く。

2 寄宿舍については、別に定める。

第10章 附帯事業

(附帯事業)

第25条 本校の附帯事業は、次のとおりとする。

附 帯 事 業 の 種 類	昼夜 の別	収容定員 名	修業年限 (期間)	週時間数 時 数 時間	納 付 金	
					入学金	授業料
					円	月 円

附 則

- 1 この学則は、 年 月 日から施行する。
- 2 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

※学則改正の都度、附則を加えていくこと。

(別表第1) 教育課程及び授業時数

<○○○課程 ○○○科>

科目			学年	1	2	3	計
専門科目	理論						
	実技						
一般教養科目							
合計							

(別表第2)

課程・学科	履修する専修学校、大学等	履修科目	本校において履修したと みなす授業時数(単位数)
〇〇〇課程 〇〇学科	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 〇〇専修学校〇〇課程〇〇学科	〇〇〇 〇〇〇	() ()

17 ○○（各種）学校学則（作成例）

第1章 総則

（目的）

第1条 本校は、学校教育法及び○○法に基づき、○○に関する専門的な知識及び技術を修得させ、あわせて一般教養の向上を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 本校は、○○（各種）学校という。

（位置）

第3条 本校は、三重県○○市○○町○○番地に置く。

第2章 課程の組織、修業年限、休業日等

（課程、収容定員、修業年限等）

第4条 本校の課程の組織、修業年限及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科 名	昼夜 の別	修業 年限	入学定員	収容定員	始業及び終業時刻
○○○○課程	昼間	○年	○○名（○学級）	○○○名	～
	夜間	○年	○○名（○学級）	○○○名	～

（学年及び学期）

第5条 学年及び学期は次のとおりとする。

1 学年

（1）4月入学生は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（2）10月入学生は、10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

2 学期

（1）4月入学生

第1学期（前期） 4月1日から 9月30日まで

第2学期（後期） 10月1日から 3月31日まで

（1）10月入学生

第1学期（前期） 10月1日から 3月31日まで

第2学期（後期） 4月1日から 9月30日まで

（休業日）

第6条 休業日は、次のとおりとする。

（1）日曜日

（2）土曜日（毎月の第○土曜日）

- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- (4) 夏季休業〇月〇日から〇月〇日まで
- (5) 冬季休業〇月〇日から〇月〇日まで、
- (6) 学年末休業〇月〇日から〇月〇日まで
- (7) 学年始休業〇月〇日から〇月〇日まで
- (8) 創立記念日〇月〇日
- (9) その他校長が必要と認めた日

第3章 入学、退学、転学及び休学等

(入学資格)

第7条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

1 〇〇課程

- (1)
- (2)

(入学許可)

第8条 入学を希望する者には、選考を行い校長がこれを許可する。

(出願手続)

第9条 入学を希望する者は、入学願書等の書類に検定料をそえ、願い出なければならない。

(入学手続)

第10条 入学の許可を受けた者は、すみやかに必要書類に入学料をそえて、提出しなければならない。

2 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(退学)

第11条 生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

(休学)

第12条 生徒が病気その他やむを得ない理由により〇月以上出席することができない時は、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て許可を受けなければならない。

(復学)

第13条 前条の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て許可を受けなければならない。

第4章 教育課程、課程修了の認定及び卒業等

(教育課程及び授業時数)

第 1 4 条 本校の教育課程及び授業時数は、別表のとおりとする。

(課程修了の認定)

第 1 5 条 課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、かつ学年末において試験の成績及び卒業資格認定のための課題作業等により認定する。

(卒業)

第 1 6 条 前条の規定により生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

第 5 章 教職員組織

(教職員組織)

第 1 7 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1 名
- (2) 教員 ○名以上
- (3) 助手 ○名以上
- (4) 事務職員 ○名以上

2 校長は、校務を掌り所属職員を監督する。

第 6 章 授業料、入学金及び検定料

(授業料・入学金及び検定料等)

第 1 8 条 本校の授業料・入学金及び検定料等は、次のとおりとする。

	区 分	○○○課程	○○○課程
昼 間	授業料 (月額)	○○○円	○○○円
	入学金	○○○円	○○○円
	○○費	○○○円	○○○円
	検定料	○○○円	○○○円
夜 間	授業料 (年・月額)	○○○円	○○○円
	入学金	○○○円	○○○円
	○○費	○○○円	○○○円
	検定料	○○○円	○○○円

2 生徒の在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

3 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、授業料を免除することがある。

第 7 章 賞罰

(褒賞)

第 1 9 条 生徒がその成績、性行ともにすぐれ他の模範となるときは褒賞することがある。

(懲戒)

第20条 次の各号の一に該当する者は、これを退学させることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者。
- (4) 学校の秩序をみだし、その他生徒としての本分に反した者。

第8章 寄宿舎

(寄宿舎)

第21条 本校に寄宿舎を置く。

2 寄宿舎については、別に定める。

第9章 附帯事業

(附帯事業)

第22条 本校の附帯事業は、次のとおりとする。

附 帯 事 業 の 種 類	昼夜 の別	収容定員	修業年限 (期間)	週時間数 時 数	納 付 金	
					入学金	授業料
		名		時間	円	月 円

附 則

- 1 この学則は、 年 月 日から施行する。
- 2 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

※学則改正の都度、附則を加えていくこと。

(別表) 教育課程及び授業時数

<○○○課程>

科目		学年	1	2	3	計
専 門 科 目	理 論					
	実 技					
一 般 教 養 科 目						
合 計						